

調査結果

岡山市告示第 879 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成30年 7月24日

岡山市長 大森 雅夫



1 指定する区域

岡山市中区桜橋一丁目1322番, 1314番2, 1314番3, 1314番4, 1314番6, 1314番7, 1316番1, 1316番2の各一部
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合して

いない特定有害物質の種類

ベンゼン
シアン化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合して

いない特定有害物質の種類

シアン化合物
鉛及びその化合物

【土壤溶出量調査結果】

基準不適合物質	基準超過区画数 /調査区画数	最大濃度 (mg/L)	基準値 (mg/L)
ベンゼン	10 / 174	13	0.01
シアン化合物	39 / 174	9.0	不検出
鉛及びその化合物	11 / 174	0.29	0.01
砒素及びその化合物	29 / 174	0.19	0.01

【土壤含有量調査結果】

基準不適合物質	基準超過区画数 /調査区画数	最大濃度 (mg/kg)	基準値 (mg/kg)
シアン化合物	1 / 174	150	50
鉛及びその化合物	7 / 174	940	150

【地下水調査結果】

基準不適合物質	基準超過区画数 /調査箇所数	最大濃度 (mg/L)	基準値 (mg/L)
ベンゼン	1 / 7	0.085	0.01
シアン化合物	1 / 7	0.3	不検出
砒素及びその化合物	1 / 7	0.015	0.01